

＜様式＞

国土交通省 総合政策局 政策課 税制改正要望 意見募集担当 御中

平成23年度 税制改正要望に関する御意見の募集について

＜御意見＞

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	新規製造車両に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条第29項
iv)御意見の詳細	既存の鉄道車両に代えて新規に製造され取得したエネルギー効率等に優れた鉄道車両に対して課する固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分は、当該車両の価格の2分の1とする特例措置を延長していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>私どもは、環境に優しい社会の実現や利用者利便の向上に向け、これまでもエネルギー効率等に優れた鉄道車両の導入を国の支援もいただき積極的に進めてきました。このような中、とりわけ京都議定書の第1約束期間がスタートし、更にはポスト京都議定書への取り組みが求められている中、地球温暖化対策は国をあげて取り組むべき喫緊の課題となっております。</p> <p>また、今般、国土交通省が公表された「国土交通省政策集 2010」においても、環境負荷の小さな交通体系の構築が謳われ、その方策の一つとして鉄道のエネルギー消費効率の向上が定められております。</p> <p>私どもは、引き続きエネルギー効率等に優れた鉄道車両を計画的に導入し、地球温暖化対策等を一層進める必要があると考えております。</p> <p>しかしながら、そのような鉄道車両の導入には高額な費用を要するため、民鉄事業者には多大な負担となっております。この車両の導入を促</p>

	進し、地球温暖化対策等を推進するためには、本特例措置の延長が必要であります。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	エネルギー効率等に優れた鉄道車両取得に伴う固定資産税の負担が軽減されることから、その車両の導入が促進され、地球温暖化対策等の推進を図ることができます。
viii)その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	鉄道駅総合改善事業に係る補助を受けて取得した資産に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条第20項
iv)御意見の詳細	鉄道駅総合改善事業費補助を受けて取得する鉄道施設に対して課する固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分は、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の4分の3とする特例措置を延長していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>鉄道駅総合改善事業は、駅前広場や自由通路の整備等都市側の事業と一体的に行われる鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能を総合的に改善するもので、鉄道の利用者や地域住民の利便増進等に大いに貢献してきているところです。</p> <p>現在も地域と連携して鉄道駅総合改善事業を実施しており、また今後もその実施が見込まれているところです。</p> <p>しかしながら、この事業は投資額が大きく、また、必ずしも直接鉄道収益に結びつくものではありません。</p> <p>そのため、鉄道利用者や地域住民の利便増進等に資する本事業を促進するためには、本特例措置の延長が必要であります。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	本事業に係る資産の固定資産税の負担が軽減されるため、直接収益に結び付くことがない設備投資に対するインセンティブとなり、これにより本事業が促進され、利用者や地域住民の利便増進等を図ることができま
viii)その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	ICカードの利用の用に供する資産に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条第32項
iv)御意見の詳細	ICカード乗車券の共通化・相互利用化のために取得する自動出改札装置等に対して課する固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分は、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の5分の4とする特例措置を延長していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>ICカード乗車券は、磁気乗車券等IC乗車券以外の乗車券とは異なり、改札通過時にそれをかざすだけで通過することができ、これによって駅での乗り継ぎ時間の短縮、券売機での混雑・不便の解消、更には1つのICカード乗車券で各鉄道間をスムーズに移動できるなど移動制約者を含めた利用者の利便性の向上に大いに寄与してきたところです。</p> <p>今後、新駅開業や既存駅で新たなICカード乗車券対応の改札機を設置・改修し、このような利便の向上等に対応するためには、多額の投資が必要となります。特に、地方鉄道事業者が安全投資を確実に実施しながらこのようなIC関連投資をする場合は、非常に厳しい経営環境にあることから時間をかけて順次実施せざるを得ない状況にあります。</p> <p>利用者の利便性の向上に資する上記のIC関連機器の導入を促進するためには、本特例措置の延長が必要であります。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	資産に係る固定資産税の負担が軽減されるため、これによりIC関連機器の導入が促進され、利用者の利便増進等を図ることができます。
viii)その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	都市鉄道利便増進事業により取得した資産に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税、都市計画税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条36項
iv)御意見の詳細	都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に対して課する固定資産税または都市計画税の課税標準について、新たに固定資産税または都市計画税が課されることとなった年度から5年度分は、当該施設に係る固定資産税または都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2とし、また、トンネルについては固定資産税を非課税とする特例措置を延長していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>都市における鉄道ネットワークは都市機能を支える社会資本であります。現在、都市鉄道の利便増進に対する社会的要請が高まっておりますので、鉄道事業者といたしましては、既存の他路線と接続する短絡線の整備や既存路線の交通結節機能向上のための駅の改良・新設等、既存都市鉄道ネットワークを有効活用しつつ、その機能を高度化する施設を整備し、速達性向上や交通結節機能高度化により利用者の利便の増進を図る必要があります。</p> <p>そのような背景のもと、利用者の利便を増進するための都市鉄道等利便増進法が平成17年8月に施行されましたが、鉄道事業者の設備投資負担が大きいのが現状であります。</p> <p>つきましては、今後も大規模工事が予定されておりますので、その投資を促進するため、本特例措置の延長が必要であります。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	都市鉄道利便増進事業は一般的に設備投資規模が大きく、鉄道事業者にとって、資産取得に伴う固定資産税は非常に大きな負担となっております。その税負担の軽減は、事業推進の大きなインセンティブとなり、設備投資が促進され、利用者の利便増進等を図ることができます。
viii)その他参考となる事項	

<御意見>

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	混雑や輸送障害等による遅延対策のための大規模改良により取得した資産に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	
iv)御意見の詳細	混雑や輸送障害等による遅延対策のために行う、ホームの拡幅や途中駅の折返し設備の整備などの大規模改良により取得する鉄道施設に対して課する固定資産税についての特例措置を創設していただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>鉄道輸送サービスの改善を図り、利用者ニーズに的確に応えるべく、鉄道事業者は列車本数の増発による輸送力の増強や相互直通運転の拡大に取り組んで来ており、近年、鉄道の利便性は飛躍的に向上しつつあります。</p> <p>他方、利用者ニーズに応えたこのようなサービス改善に着実に取り組んで来た結果、一度輸送障害が発生すれば、高密度で運転しているが故に速やかなダイヤの回復が難しく、さらに、相互直通運転をしている他社線も含めた広い範囲にその影響が及ぶといった問題が発生しております。また、高密度で運転しているにも関わらず、なお、ホームに人が溢れたり、乗継に便利な特定の車両に旅客が集中する等、混雑が十分に解消されず、旅客の乗降に時間がかかってしまう等の原因により、平常時から慢性的な遅延が発生しているケースがあることも、輸送障害の問題に拍車をかけるようになっております。</p> <p>今後、利用者の期待に応えて鉄道輸送サービスを更に充実させていくためには、高密度での運転を維持しながらも、輸送障害や混雑等に起因する遅延からの速やかな回復を図り、定時性を確保していくことが重要であります。</p> <p>しかしながら、この事業は投資額が大きく、また、必ずしも直接鉄道収益に結びつくものではありません。</p> <p>そのような投資を促進するためにも、当該特例措置の創設が必要であります。</p>

vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	鉄道事業者にとって、当該資産取得に係る固定資産税の負担が軽減されるため、直接収益に結び付くことがない設備投資に対するインセンティブとなり、これにより事業が促進され、利用者の利便増進等を図ることができます。
viii)その他参考となる事項	

＜御意見＞

提出者名	社団法人 日本民営鉄道協会
題目	地方鉄道事業者が補助を受けて取得した安全性向上のための資産に係る特例措置
【御意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税 (税目:) ②地方税 (税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	地方税法附則第15条第24項
iv)御意見の詳細	鉄道軌道輸送対策事業費補助金・鉄道施設総合安全対策事業費補助(老朽化対策)を受けて取得した安全性向上のための鉄道施設に対して課する固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分は、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1とする特例措置を延長していただきたい。また、特例適用期間(現状:5年間)の延長など本特例措置の拡充をしていただきたい。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>地方鉄道は、過疎化やモータリゼーションの進展等により輸送人員が減少し、経営が厳しい状況であります。それでも安全性向上のための工事は継続的に行う必要があります。また、現状の設備老朽等を考慮いたしますと、中長期にわたり更なる安全性の確保が必要なことから、今後も整備事業を進める必要があります。そのような高額な設備投資を行えば、固定資産税の負担が大きくなり、経営基盤の脆弱な鉄道事業者の経営が一層厳しくなることが想定されております。</p> <p>しかしながら、このような安全対策工事は地域の暮らしの足として安全な輸送サービスを提供するためには実施せざるをえないものであります。</p> <p>このため、地域インフラとしての役割を果たしている地方鉄道事業者の負担の軽減を図るため、本特例措置の延長及び拡充が必要であります。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	資産の取得に係る固定資産税の減税は、経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者にとっては経営上の大きな負担の軽減へとつながり、結果として継続的に安全性向上の工事を行うことができるため、今後も地域インフラとしての役割を果たすことができます。

viii)その他参考となる事項	
-----------------	--